

指定事業仕様書 その1

1. 指定事業名

自泉ジュニアコンサート

2. 指定事業の概要

平成23年度から市の委託事業として「自泉ジュニアコンサート」を実施している。これは、クラシック音楽を学んでいる小学生から高校生を募集し、オーディションで選抜された15組によるコンサートを実施するものである。小・中・高校生に、演奏の機会と場を提供することにより、より一層音楽に関心を深め、かつ同世代の演奏を聴くことにより目標や自己の成長を促す事業として継続している。

また、本市の「文化創造ビジョン・岸和田」第5章2-〈3〉で定めた自泉会館の役割に基づく事業として、アマチュア演奏者の発表の場、また未来を担う若手芸術家を育成していく重要な事業であり、指定管理業務の指定事業として実施を求めるもので、その要領は次のとおりである。

3. 事業の構成

1) オーディション 非公開

内 容：ピアノ・声楽・弦楽器・管楽器（打楽器他は要相談）

また、アンサンブルでの演奏は可。ただし、合唱は不可。

参加費：1組2,000円（※市歳入とする）

対 象：小学1年生から高校3年生まで

申込等：氏名・連絡先等の個人情報のほか、演奏楽器名（もしくは声楽）・演奏曲・作曲者名・演奏時間の情報を提出すること。また、コンサートで演奏する曲（ただし8分以内）をオーディションで演奏すること。オーディションでは審査員の指示により演奏の途中で中断する場合があるが、審査に影響しないものとする。また、伴奏者が必要な場合は各自で手配すること。

2) コンサート

内 容：上記オーディションで選出された15組による演奏会、公開 入場無料

賞：参加賞（全員）のほか、優秀賞（若干名）、最優秀賞（1名）の選出を可能とする。

なお、いずれの賞も、賞金として現金給付は行わないものとする。

※ オーディション・コンサートともに参加者が参加しやすい時期に実施すること。

4. 開催場所

自泉会館 全館使用（オーディション及びコンサート）

5. 審査員

複数のクラシック音楽に精通している専門家とする。なお、参加者を直接指導している人物が審査に参加しないように留意すること。

6. 指定業務の内容

オーディション及びコンサートの構成・制作、ピアノ調律の手配、会場設営及び来場者対応のスタッフの確保、宣材類の制作等、おおまかな業務は以下のとおり。

- (1) 公演の構成、制作に伴う各種手配
- (2) 会場の設営及び撤収
- (3) 進行シナリオの作成及び関係者との調整

指定事業仕様書 その1

- (4) 司会者の確保及び打合せ（リハーサル及び本番）
- (5) 会場設営スタッフ及び場内受付・誘導スタッフの確保及び支払い
- (6) ピアノ調律の手配 **※1**
- (7) 審査員の確保及び報償費の支払い
- (8) 公演の宣材類（チラシ・ポスター・パンフレット）のデザイン及び制作、周知 **※2**
- (9) ジャスラックの申請手続き及び支払い
- (10) 各種支払いに伴う税関係の処理
- (11) 完了届に添付する報告書の作成
- (12) その他、事業実施に必要と判断される業務

※1 調律は、オーディション及びコンサートともに実施すること。

※2 オーディション ・チラシ … A4サイズ カラー片面印刷 2,500 枚
 ・ポスター … A2サイズ カラー片面印刷 10 枚
コンサート ・チラシ … A4サイズ カラー片面印刷 2,000 枚
 ・ポスター … A2サイズ カラー片面印刷 10 枚
 ・パンフレット …A4 150 枚 上質紙

7. 指定管理者と市の業務分担

- (1) 指定管理者が行う業務の主な内容は、以下のものとする。
公演制作、ピアノの調律、舞台裏方スタッフ・会場スタッフ及び司会者の確保及び報酬・料金の支払い、宣材（チラシ・ポスター・パンフレット）のデザイン及び制作費、審査員の確保及び報酬・支払い、来場者へのパンフレット配付、ジャスラック申請及び支払い、本業務実施に伴う諸経費など。
- (2) 市が行う業務内容は、以下のものとする。
市広報きしわだの掲載依頼、市公共施設での宣材配架等。

8. 指定事業の遵守事項

- (1) 指定管理者は、指定事業に着手するにあたり、市と協議すること。
- (2) 指定管理者は、指定事業の進捗状況について市との連絡を密にし、適切に報告しなければならない。
- (3) 指定管理者は、指定事業の実施にあたり、司会者及び関係するすべてのスタッフを確保し、必要な報酬のほか往復交通費等を支給するとともに、労働基準法等関係法令を遵守すること。
- (4) 指定管理者は、指定事業に対して、事故のないよう安全管理に努めなければならない。

9. 想定事業費

500,000 円以内

指定事業仕様書 その2

1. 指定事業名

文化の日祝典記念事業

2. 指定事業の概要

文化の日祝典記念事業とは、文化の日（11月3日（祝））に文化・教育・体育関係者の功労を表彰する式典の第2部としてコンサート等を実施する事業である。文化の日にちなみ、受賞者以外にも広く一般市民を無料招待し、文化芸術に親しむ事業として定着している。また、市の委託事業として、従前より自泉会館指定管理者に委託しているが、これは自泉会館という施設の役割として、市民相互の文化的交流の場に供することを求めており、それら交流を活かした事業の一端として施設外での施設活用として、指定管理業務の指定事業として実施を求めるものであり、その要領は次のとおりである。

3. 指定事業の構成

実施日：11月3日（祝） 開演：午後（予定）

会 場：岸和田市立文化会館（マドカホール）・ホール

演 目：音楽コンサート、他

観 客：300席分（無料招待）1名につき2席分まで申込み可能。

申込み：10月1日から事前申込み受付。詳細は委託者の指示による。

時 期：7月末までに企画（案）を委託者に提出し承認を得ること。

4. 指定事業の内容

コンサート等の構成・制作、会場設営及び来場者対応のスタッフの確保、宣材類の制作等、おおまかな業務は以下のとおり。

- (1) 公演の構成、制作に伴う各種手配
- (2) 会場の設営及び撤収
- (3) 進行シナリオの作成及び関係者との調整
- (4) 会場設営及び来場者対応（受付・誘導）スタッフの確保及び支払い
- (5) 公演の宣材類（チラシ・ポスター・パンフレット）のデザイン及び制作、周知 ※1
- (6) ジャスラックの申請手続き及び支払い
- (7) 各種支払いに伴う税関係の処理
- (8) 完了届に添付する報告書の作成
- (9) その他、事業実施に必要と判断される業務

※1 ・チラシ … A4サイズ カラー片面印刷 2,500枚

・ポスター … A2サイズ カラー片面印刷 10枚

・パンフレット … 400枚 上質紙

5. 指定管理者と市の業務分担

- (1) 指定管理者が行う業務の主な内容は、以下のものとする。

公演制作、受付・ホール内誘導員スタッフ等の確保及び報酬・料金の支払い、宣材（チラシ・ポスター・パンフレット）のデザイン及び制作費、来場者へのパンフレット配付、ジャスラック申請及び支払い、ピアノ調律費、本業務実施に伴う諸経費など。

指 定 事 業 仕 様 書 その2

(2) 市が行う業務内容は、以下のものとする。

会場使用料及び附属設備使用料、舞台裏方スタッフ（追加：2名分まで）、市広報きしわだへの観覧者募集記事依頼、市公共施設への宣材配架等。出演者及び受託者関係者の駐車料金など。

6. 指定事業の遵守事項

- (1) 指定管理者は、指定事業に着手するにあたり、市と協議すること。
- (2) 指定管理者は、指定事業の進捗状況について市との連絡を密にし、適切に報告しなければならない。
- (3) 指定管理者は、指定事業の実施にあたり、受付・場内誘導等を行うスタッフを確保し、必要な報酬のほか往復交通費等を支給するとともに、労働基準法等関係法令を遵守すること。
- (4) 指定管理者は、本業務全般に対して、事故のないよう安全管理に努めなければならない。

7. 想定事業費

300,000 円以内